

平成 2 6 年 第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 2 6 年 4 月 7 日

閉会 平成 2 6 年 4 月 7 日



熊本県芦北町議会

平成 2 6 年 第 2 回 芦 北 町 議 会 臨 時 会 会 期 日 程

月 日	曜 日	日 程
4 ・ 7	月	本会議（開 会） 仮議席の指定 議長の選挙 副議長の選挙 議席の指定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続審査・調査 （閉 会）

目 次

第1号（4月7日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	6
日程第 1 仮議席の指定	6
（竹崎町長あいさつ）	6
（新課長紹介）	7
日程第 2 議長の選挙	7
7 追加議事日程（第1号の追加1）	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	10
日程第 2 会期の決定	10
日程第 3 副議長の選挙	10
日程第 4 議席の指定	12
日程第 5 常任委員会委員の選任	12
日程第 6 議会運営委員会委員の選任	13
日程第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙	14
日程第 8 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について	15
日程第 9 特別委員会委員の選任	16
日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	17
日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	19
日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定 の変更について	20
日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定	

	の変更について……………	21
日程第 1 4	同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることにつ いて……………	22
8	追加議事日程（第 1 号の追加 2）……………	23
日程第 1 5	議員派遣の件……………	23
	（一括議題＝日程第 1 6 から日程第 2 0 まで）	
日程第 1 6	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出……………	24
日程第 1 7	総務常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申 出……………	24
日程第 1 8	建設経済常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査 の申出……………	24
日程第 1 9	文教厚生常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査 の申出……………	24
日程第 2 0	議会広報特別委員会の閉会中の継続審査の申出……………	24
9	閉 会……………	24

平成26年第2回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年4月7日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（臨時議長の紹介及びあいさつ）

臨時議長開会宣告

日程第 1 仮議席の指定

（竹崎町長あいさつ）

（新課長紹介）

日程第 2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員会委員の選任

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

日程第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第 8 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第 9 特別委員会委員の選任

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定の変更について

日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定の変更について

日程第14 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第１号の追加２）

日程第１５ 議員派遣の件

（一括議題＝日程第１６から日程第２０まで）

日程第１６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

日程第１７ 総務常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第１８ 建設経済常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第１９ 文教厚生常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第２０ 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

２ 出席議員（１６人）

１番 荒 川 知 章 君
３番 宮 内 道 則 君
５番 古 村 逸 男 君
７番 草 野 安 道 君
９番 元 山 秀 志 君
１１番 平 松 洋 一 君
１３番 藤 井 公 明 君
１５番 水 口 宣 之 君

２番 坂 本 登 君
４番 寺 本 順 一 君
６番 白 坂 康 浩 君
８番 前 田 徹 一 君
１０番 宮 尾 秀 行 君
１２番 川 尻 成 美 君
１４番 岡 部 恵美子 君
１６番 寺 本 修 一 君

３ 欠席議員（０人）

４ 説明のため出席した者の職氏名（１８人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議会事務局長（下田 研君） おはようございます。

事務局長の下田です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。

年長の岡部議員を御紹介いたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました岡部恵美子です。

規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成２６年第２回芦北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議席に配付しております議事日程（第１号）にしたがって会議を進めてまいります。

—————○—————

日程第１ 仮議席の指定

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第１「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、竹崎町長から発言の申出がっておりますので、しばらく御静聴を願います。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

芦北町議会臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに改選後初の臨時会の御案内を申し上げましたところ、皆様方には御出席を賜りありがとうございました。

各位には、去る３月３０日に執行されました合併後３回目の町議会議員選挙にあたり、激戦の中、町民の信託を受けて御当選の榮譽を得られましたことは、御同慶に耐えません。誠におめでとうございます。本町も合併後９年を経過しましたが、おかげ様で順調な行政運営がなされております。これもひとえに芦北町議会をはじめ、町民皆様の御理解の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

芦北町におきましては、合併１０年目を迎え、さらに町民一人一人がふるさとに誇りを持ち、豊かさを実感できる町の実現に向け、地域の実状に応じた主体的な地域づくりに取り組めるよう、真の分権型社会の実現を目指してまいります。

今後も芦北町総合計画を基に、農林水産業をはじめ、福祉、教育、観光、地域づくり等々、積極的な事業を展開していく所存であります。

議会活動運営につきましては、芦北町発展のため、公平無私の立場を堅持し、議会の威信と尊厳を保持していただき、さらなる町政発展のため、今後とも御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議長選挙など、議会構成についての人事案件が提案されております。また、芦北町税条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認、御立岬公園釣り場及び計石港観光休憩所の指定管理者の指定の変更に係る専決処分の承認など、合計4件の承認と人事案件を1件提案しております。どうぞよろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

本日の初議会が滞りなく行われますことをお祈り申し上げますとともに、議員の皆様方の今後ますますの御活躍に期待し、御多幸を念じあげ御挨拶といたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） どうもありがとうございました。

会議に先立ち、社会福祉協議会に派遣されておりました課長が派遣終了に伴い、今回から議会に出席しますので、議席から挨拶を求めます。

一丸会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼会計室長（一丸喜八郎君） おはようございます。

4月1日付けをもちまして、会計管理者兼会計室長を拝命いたしました一丸喜八郎です。もとより微力ではございますが、町発展のため、誠心誠意努力する覚悟です。皆様の御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（岡部恵美子君） 次に、4月1日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席から挨拶を求めます。

坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） おはようございます。

4月1日付けの人事異動によりまして上下水道課長を拝命いたしました坂口でございます。微力ではございますが、職務執行のため精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人の指名行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に、元山君及び前田君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（下田 研君） 1 番荒川議員、2 番坂本議員、3 番宮内議員、4 番寺本順一議員、5 番古村議員、6 番白坂議員、7 番草野議員、8 番前田議員、9 番元山議員、10 番宮尾議員、11 番平松議員、12 番川尻議員、13 番藤井議員、14 番水口議員、15 番寺本修一議員、16 番岡部議員。

〔投 票〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

元山君及び前田君、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票。これは出席議員数に符合します。

有効投票 15 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、寺本修一君 11 票、川尻成美君 3 票、坂本君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、寺本修一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま議長に当選されました寺本修一君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

登壇の上、議長当選承諾の御挨拶を願います。

○新議長（寺本修一君） ただいま議長に選任いただき、誠にありがとうございます。

議長という職責に身に余る光栄と重責を感じ、身の引き締まる思いでございます。

議長として、議会改革を含む議会の活性化と議会権能の向上、そして町民目線での開かれた議会を目指し、適正かつ円滑な議会運営に心掛け、則天去私の心境のもと、町政発展に寄与したいと思っております。

議員の皆さんはもとより、竹崎町長をはじめ執行部の皆さんには御指導、御鞭撻、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま新議長の御挨拶が終わりました。

皆様方の御協力によりまして、無事、臨時議長の職を終わることができました。

ここで議長と交代します。寺本修一議長、議長席にお着き願います。

[新議長、議長席に着席]

○議長（寺本修一君） それでは、議長席に着かせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

追加議事日程を配付するため、暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 27 分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席に配付しております追加議事日程（第 1 号の追加 1）によって議事を進めま

す。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、荒川君及び坂本君の 2 人を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 副議長の選挙

○議長（寺本修一君） 日程第 3 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

〔議場閉鎖〕

○議長（寺本修一君） ただいまの出席議員数は 1 6 人です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に元山君及び前田君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（寺本修一君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きくださ

い。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（寺本修一君） 異常ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（下田 研君） 1 番荒川議員、2 番坂本議員、3 番宮内議員、4 番寺本順一議員、5 番古村議員、6 番白坂議員、7 番草野議員、8 番前田議員、9 番元山議員、10 番宮尾議員、11 番平松議員、12 番川尻議員、13 番藤井議員、14 番水口議員、15 番寺本修一議員、16 番岡部議員。

〔投票〕

○議長（寺本修一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

元山君及び前田君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（寺本修一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票15票、無効投票1票。

有効投票のうち、水口君11票、川尻君3票、坂本君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、水口君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（寺本修一君） ただいま副議長に当選されました水口君が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶を願います。

○副議長（水口宣之君） 御挨拶をいたします。

ただいまは、副議長に御推挙いただきまして、誠に光栄の至りでございます。

議会と執行部は車の両輪のごとく前進しなければなりません。そして、議会は執行部のチェック機関でもあります。町民から信頼される活力ある議会でなければなりません。私、もともと浅学非才の身ではありますが、議長を補佐し、一生懸命頑張る所存です。

どうぞよろしく願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。

○議長（寺本修一君） これで、副議長の選挙を終わります。

—————○—————

日程第4 議席の指定

○議長（寺本修一君） 日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定及び議員の申合せに基づき決定したいと思います。

それでは、指定しますので、移動してください。

議長席から向かって、一番右の前列から申し上げます。1列目、1番荒川君、2番坂本君、3番宮内君、4番寺本順一君、5番古村君、6番白坂君、2列目、7番草野君、8番前田君、9番元山君、10番宮尾君、11番平松君、12番川尻君、3列目、13番藤井君、14番岡部君、15番水口君、16番寺本修一です。

氏名標は後ほど取り付けます。

—————○—————

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（寺本修一君） 日程第5「常任委員会委員の選任」を行います。委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、常任委員の指名をいたします。

まず、総務常任委員は、藤井君、草野君、白坂君、寺本順一君、荒川君、私寺本修一、以上6人です。

次に、建設経済常任委員は、川尻君、平松君、宮尾君、元山君、宮内君、以上5人です。

最後に、文教厚生常任委員は、岡部君、水口君、前田君、古村君、坂本君、以上5人です。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおりに、各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

総務常任委員長、草野君、副委員長、寺本順一君。

建設経済常任委員長、元山君、副委員長、川尻君。

文教厚生常任委員長、前田君、副委員長、岡部さん。以上です。

お諮りします。

ただいま常任委員が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮し、芦北町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を辞退したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長は常任委員を辞退することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（寺本修一君） 日程第6「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、委員の定数は委員会条例第4条第2項の規定により6人です。
お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員の指名をいたします。水口君、藤井君、宮尾君、元山君、前田君、草野君、以上の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会運営委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会運営委員長、宮尾君、副委員長、草野君。

以上です。

-----○-----

日程第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（寺本修一君） 日程第7「水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙」を行います。

当組合の議会議員については、組合規定により、本町議会議員から6人選出になっております。

この選出は、同組合規約第5条第2項の規定により、選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、議長の寺本修一、副議長の水口君、議会運営委員長の宮尾君、総務常任委員長の草野君、建設経済常任委員長の元山君、文教厚生常任委員長の前田君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました6人を水俣芦北広域行政事務組合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、水口君、宮尾君、草野君、元山君、前田君、私寺本修一、6人が水俣芦北広域行政事務組合議会議員として選出されました。

—————○—————

日程第8 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（寺本修一君） 日程第8、発議第1号「特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

本件について趣旨説明を求めます。提出者、宮内君。

○3番（宮内道則君） 発議第1号、平成26年4月7日。芦北町議会議長、寺本修一様。提出者、芦北町議会議員、宮内道則。賛成者、芦北町議会議員、平松洋一、賛成者、芦北町議会議員、川尻成美。

議会広報特別委員会の設置に関する決議。

本案を下記のとおり、芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

記、次のとおり、議会広報特別委員会を設置する。

1 名称 議会広報特別委員会

2 設置の根拠 芦北町議会委員会条例第5条

3 目的 議会広報紙の円滑な発行を期するため

4 委員の定数 6人

5 設置の期限 平成30年3月31日まで

6 提案理由 芦北町議会の活動状況及び議会に関する各般の事項について町民に知らしめ、議会に対する理解を深めてもらうことは重要である。よって、議会広報紙の発行を行うため、議会広報特別委員会を設置するものである。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 特別委員会委員の選任

○議長（寺本修一君） 日程第9「特別委員会委員の選任」を議題とします。

検討のため、しばらく休憩します。11時15分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に検討を行いました。

特別委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。なお、議会広報特別委員会委員の定数は6人です。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会広報特別委員の指名いたします。平松君、宮尾君、前田君、白坂君、宮内君、荒川君、以上の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会広報特別委員会の委員は選任されました。

議会広報特別委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会広報特別委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

委員長、宮内君、副委員長、平松君。

以上です。

—————○—————

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第10、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上税務課長。

○税務課長（江上 繁君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の主な改正内容は、法人町民税関係と軽自動車税関係でございます。

まず、法人の町民税関係の改正内容について説明いたします。条文は、2ページの中ほど、34条の4になります。法人町民税の法人税割について、現在の税率12.3%を9.7%に2.6%引き下げる改正です。これは、地方全体の税の偏在性を是正するための改正であり、法人の都道府県民税についても1.8%引き下げが行われており、この町・県の引き下げとセットで国税である地方法人税が税率4.4%で創設されました。地方法人税については、すべて地方交付税の原資になります。ですので、法人が支払う金額については変わりませんが、結果的に地方全体で今まで法人住民税が大きかった自治体から小さかった自治体へ地方交付税の中で配分が行われることになります。

この改正は、平成26年10月1日以後に開始される法人の事業年度から適用されますので、影響は平成27年度からとなります。

次に、軽自動車税の改正について説明いたします。軽自動車税については、別紙に資料を配付しておりますので、資料を御覧ください。

まず、二輪車につきましては、平成27年度から税率が約1.5倍になります。ただし、90cc以下の原付については、改正前が1,000円、1,200円と低い税率となっておりますので、最低2,000円まで引き上げが行われております。

次に、3輪及び4輪の軽自動車については、自家用の乗用車について1.5倍に、その他については約1.25倍になります。ただし、新税率については、平成27年4月1日以後に新規登録されたものだけが対象となりますので、実質的には平成28年度からの課税から適用されることになります。

また、この車種区分については、現在自動車税で行われております経年自由化の規定が新たに追加されており、平成28年度から新規登録後13年を経過したものについて、約1.2倍の重課税率を規定しております。

最後に、小型特殊自動車については、トラクター等の農耕作業用のものが1.5倍、フォークリフト等のその他のものについては1.25倍となっております。これも平成27年度分からの適用になります。

附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上税務課長。

○税務課長（江上 繁君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、課税限度額の引上げと軽減措置の拡充に関するものです。

まず、課税限度額の引上げについては、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額をそれぞれ2万円引き上げるものです。この改正により、医療費分と合わせ全体の限度額は81万円になります。

次に、軽減措置の拡充については、低所得者対策として、2割軽減と5割軽減の算定の改正を行っています。2割軽減については、これまで35万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額を基準額としていましたが、35万円を45万円に改正しております。

また、5割軽減については24万5,000円に被保険者数から世帯主を除いた数を乗じた額に33万円を加えた額を基準額としていましたが、世帯主も算定額の基礎に含めるように改正しております。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第12、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決第3号、芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定の変更について、平成26年4月1日付け専決処分いたしましたので御説明いたします。

本件につきましては、平成24年4月1日から3年間、芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定を受けている田浦漁業協同組合が平成26年4月1日に芦北漁業協同組合と合併し、芦北町漁業協同組合となったため、名称変更等に伴う指定管理者と指定の期間の変更を行うものです。

1 施設の名称 芦北町御立岬公園釣り場

2 指定管理者 変更前 芦北町大字田浦町426番地3

田浦漁業協同組合代表理事組合長 大丸清光

変更後 芦北町大字計石2963番地5

芦北町漁業協同組合代表理事組合長 八里政夫

3 指定の期間 変更前 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

変更後 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第13、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決第4号、芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定の変更について、平成26年4月1日付けで専決処分いたしましたので御説明いたします。

本件につきましても、平成24年4月1日から3年間、芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定を受けている芦北漁業協同組合が平成26年4月1日に田浦漁業協同組合と合併し、芦北町漁業協同組合となったため、名称変更等に伴う指定管理者と指定の期間の変更を行うものです。

1 施設の名称 芦北町計石港観光休憩所

2 指定管理者 変更前 芦北町大字計石2963番地5

芦北漁業協同組合代表理事組合長 八里政夫

変更後 芦北町大字計石2963番地5

芦北町漁業協同組合代表理事組合長 八里政夫

3 指定の期間 変更前 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
変更後 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第14 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第14、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

この同意第1号の件は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく古村君の退場を求めます。

〔古村君退場〕

○議長（寺本修一君） 本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字芦北2800番地3、氏名、古村逸男。

この件につきましては、芦北町議会議員の任期満了に伴い、平成26年3月31日に任期満了となったものでございまして、監査委員の選任は、地方自治法第19

6条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるので、本案を提出するものであります。

古村氏は、御存じのとおり、芦北町議会議員として8年にわたり、町政発展に尽力され、今回3期目でございます。また、葦北郡軟式野球連盟会長、佐敷地域体育協会会長としても御活躍されております。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、議会の代表として、まさに適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

古村君の入場を認めます。

〔古村君入場〕

ここで、休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席に配付しております追加議事日程第1号の追加2によって、議事を進めます。

—————○—————

日程第15 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

日程第17 総務常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第18 建設経済常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出

日程第20 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第16から日程第20までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了しました。

平成26年第2回芦北町議会臨時会を閉会します。

お疲れでございました。

—————○—————

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会臨時議長

芦北町議会議長

署名議員

署名議員